令和８年度
技術力向上講習会

～　*建設業における安全管理*　～

令和８年１１月１１日

ひと、くらし、
みらいのために

田辺労働基準監督署　安全衛生課

本日の内容

１　建設業における労働災害発生状況

２　災害事例及び建設現場での留意事項

３　今年の法改正等監督署からのお知らせ

１　建設業における労働災害発生状況

和歌山県、田辺署における
労働災害発生状況について

令和７年　死　亡　災　害　発　生　状　況　（確定）

和　歌　山　労　働　局

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災　害　発　生　状　況
1	和歌山	４月	土木工事業	激突され	ドラグ・ショベル	50歳代	作業者	10年以上15年未満	設備撤去工事中、ドラグ・ショベルの旋回レバーに服が引っ掛かっている状態である事に気付かず、バケットを動かそうと安全レバーを操作したため、ドラグ・ショベルが急に旋回し、当該バケットが被災者に激突したもの。
2	御坊	４月	製造業	飛来・落下	荷	50歳代	作業者	１年以上２年未満	フォークリフトで約2トンの銅線の塊を持ち上げ切断していたところ、銅線が落下し、被災者がその下敷きになったもの。
3	和歌山	５月	鉱業	はさまれ・巻き込まれ	コンベア	50歳代	作業者	30年以上40年未満	砕石搬送ベルトコンベアが停止したので、不具合の確認のためベルトコンベアの上にのって確認作業中、突然ベルトコンベアが逆方向に動き出し、巻き込まれたもの
4	和歌山	11月	建築工事業	激突され	解体用機械	50歳代	作業者	６か月以上１年未満	木造建物の解体作業を終えた後、道板を使用せず車両系解体機械をダンプトラックの荷台に積み込んでいたところ、バランスを崩した当該車両系解体機械が、近くにいた被災者の方に倒れ、下敷きとなったもの。

業種別労働災害発生状況（令和7年確定　田辺署管内）

※　死亡災害の発生なし

業種別休業４日以上の死傷者（コロナウイルス感染症を除く）

199件　（前年比　＋13件）

主な業種

農林業	39件（全産業中19.6%）	前年比	+6件（+18.2%）
製造業	33件（全産業中16.6%）	前年比	+7件（+26.9%）
商業	32件（全産業中16.1%）	前年比	+5件（+18.5%）
保健衛生業	29件（全産業中14.6%）	前年比	+3件（+11.5%）
建設業	16件（全産業中8.0%）	前年比	−2件（−11.1%）

※建設業は例年、同じような順位であり、全産業中の占める割合は1割程度である。

建設業における労働災害の特色①
（R5 ～R7　田辺署管内、休業4日以上、コロナ除く）

・R5は25件（内死亡災害1件、墜落）　R6は18件　R7は16件

　⇒年々減少している

・5月が最も発生しており、年間の17%を占める。1月も多い（12%）

・休業30日以上の災害が68%を占める。　　⇒長期化

・全員男性

・60歳以上の男性は31%

・経験期間は10年以上が69%（20年以上が44%）　⇒ベテラン

建設業における労働災害の特色②
（R5 ～R7　田辺署管内、休業4日以上、コロナ除く）

建設業において多い災害

1位　墜落・転落　＜はしご、屋根等＞　　41%

2位　転倒　＜建築物等＞　　15%

3位　飛来・落下＜建設機械、移動式クレーン等＞　14%

従来から多い災害が発生

令和８年　死　亡　災　害　発　生　状　況　(令和8年9月末日速報)

和歌山労働局

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
1	田辺	４月	土木工事業	転倒	掘削用機械	50歳台	土木従事者	30年以上40年未満	ドラグ・ショベルを操縦して斜面を整地しながら下っていたところ、ドラグ・ショベルがバランスを崩し横転、ドラグ・ショベルと伐採時に高めに残していた竹との間に挟まれたもの。
2	和歌山	８月	その他の事業	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	70歳台	外勤事務従事者	１年以上３年未満	屋外での勤務を終え、事業場の事務所に戻るため、原動機付自転車で道路を走行していたところ、原動機付自転車がセンターラインを越え反対車線にはみ出し、対向車に激突したもの。

田辺署管内の建設業で、R8死亡災害が1件発生！

業種別労働災害発生状況（令和8年（9月末）田辺署管内）

全産業、休業災害は大幅に減少するも、死亡災害が発生！

業種別休業４日以上の死傷者（コロナウイルス感染症を除く）

95件　（前年比　−39件）−29.1%

主な業種

農林業	20件（全産業中21.1%）	前年比	−5件（−20.0%）
製造業	20件（全産業中21.1%）	前年比	−5件（−20.0%）
接客娯楽業	11件（全産業中11.6%）	前年比	±0件（±0%）
保健衛生業	9件（全産業中9.5%）	前年比	−9件（−50.0%）
商業	9件（全産業中9.5%）	前年比	−6件（−40.0%）
⇩			
建設業	6件（全産業中6.3%）	前年比	−6件（−50.0%）

建設業は災害件数は大きく減少しているが、死亡災害が発生している

２　災害事例及び建設現場での留意事項

田辺署管内で発生した労働災害事例等

＜ 災害事例1　R8年死亡災害　法面での重機ごとの転倒 ＞

写真

（当日はここに写真が入ります）

＜　災害事例1　　R8年死亡災害　　法面での重機ごとの転倒　＞

災害発生状況

①斜面に排水管を設置する工事
②斜面の整地作業を行うために、被災者がドラグ・ショベルを操縦して斜面を整地しながら下っていた。
③ドラグ・ショベルが何らかの原因でバランスを崩した。
④ドラグ・ショベルが進行方向の左側に後部が振れた後、横転した。
⑤運転手である被災者がドラグ・ショベルと伐採した後の竹（高めに残していた）との間に挟まれた。

車両系建設機械を使用する時、次の点に注意していますか？

Q1 作業に係る場所の地形や地質を調査し、記録していますか？

Q2 上記調査内容に基づき、作業計画を定めていますか？
また、その作業計画どおり作業していますか？

災害のリスクが少ない安全な計画となっているか？

Q3 機械の転倒・転落を防止するための必要な措置を講じていますか？

Q4 機械に接触するおそれのある箇所は立入禁止としていますか？

Q5 運転は有資格者に行わせていますか？

Q6 点検を受け、問題なく使用できる機械を使用していますか？

＜　災害事例2　　R8年休業災害　　法面からの墜落　＞

写真

（当日はここに写真が入ります）

＜　災害事例2　　R8年休業災害　　法面からの墜落　＞

災害発生状況

①鋼管杭で桁を支える橋の架設工事
②鋼管杭を打ち終わった。
③それぞれの鋼管杭ごとに足場を設置し、一番上まで組み上げた。
　＜足場：鋼管杭の塗装（つなぎ目部）及び清掃のために使用＞
④桁下部の通路としてわたりを設置し、被災者がわたりの控えパイプと足場の建地をクランプで固定した。
⑤隣のわたりを設置するために移動する必要があった。
⑥足場は法面のそばに設置されていたため、被災者はその法面上を移動した。
⑦移動中、バランスを崩し、墜落した。
　フルハーネス型墜落制止用器具は着用していたが、移動のためフックを外していた。

足場の組立て時、次の点に注意していますか？

Q1 組立て時から作業員が使用できる昇降設備は設置していますか？

Q2 行う作業それぞれに対し、リスクアセスメントを実施の上、作業計画・手順を定めていますか？
また、その作業計画等どおり作業していますか？

Q3 足場からの墜落防止措置を講じていますか？

Q4 足場の組立ては有資格者に行わせていますか？

Q5 足場の設置後、元請・下請それぞれで点検を実施し、記録していますか？

短期間だから、と作業計画を定めない、または、安易な措置で終わらせていませんか？

＜　災害事例3　　R7年休業災害　　移動式クレーンからの飛来・落下　＞

絵

（当日はここに絵が入ります）

＜ 災害事例3　R7年休業災害　移動式クレーンからの飛来・落下 ＞

災害発生状況

①自社の資材置き場で資材である鋼管の整理作業中、
②被災者が積載型トラッククレーン（いわゆるユニック）で鋼管を下ろしているとき、
③リモコンの操作をミスし、ユニックが急旋回したため、
④鋼管の一部がすべり落ち、被災者の前腕に当たった。

移動式クレーンの使用時、次の点に注意していますか？

Q1 つり荷の下に作業員が入らないよう、立入禁止にしていますか？

Q2 行う作業に対し、リスクアセスメントを実施の上、作業計画・手順を定めていますか？
（転倒防止方法、配置方法含む）
また、その作業計画等どおり作業していますか？

短期間だから、と作業計画を定めずに作業していませんか？

Q3 地盤が軟弱である等転倒するおそれのある場所で作業していませんか？アウトリガーは最大限に張り出していますか？

Q4 運転（玉掛作業含む）は有資格者に行わせていますか？

Q5 移動式クレーンは点検を実施し、問題なく使用できる機械を使用していますか？

リスクアセスメントを行う
→その結果を踏まえて、作業計画を策定する
→策定した作業計画どおり作業を行う

※これらを基本に忠実に出来ていますか？

☜ 考えてみましょう ☜

Q　行う作業に応じて、どういったリスクがありますか？
Q　リスクについて、すべて洗い出し出来ていますか？
Q　リスクに対して、それを減らす措置を講じていますか？
　　または、そのような作業手順になっていますか？
Q　作業手順は作業員にきちんと周知し、理解させていますか？
Q　作業手順を確実に守らせる体制作りは出来ていますか？

解体用機械を使用する場合、
運転者が正しい資格を有しているか確認を！

解体用機械の資格（機体重量3トン以上の場合）

正　平成25年7月1日以降に交付された
車両系建設機械（解体用）技能講習

→**右の解体用機械が問題なく運転できます**

誤　平成25年6月30日以前に交付された
車両系建設機械（解体用）技能講習

→**ブレーカーのみ運転できます。**
しかし、特例講習を受けていないと、
右の解体用機械は運転できません！

解体用つかみ機
（木造工作物を解体）



キャタピラージャパン株式会社製
同社提供

鉄骨切断機
（鉄骨を切断）



日立建機株式会社製
建設業労働災害防止協会（建災防）提供

コンクリート圧砕機
（コンクリート構造物を砕く）



日立建機株式会社製、同社提供
（上写真右はコンクリート圧砕機（大割）・左は同（小割））

３　今年の法改正等監督署からのお知らせ

①個人事業者への措置

労働者と同じ場所で働く個人事業者等も労働者と同様に保護対象に！
個人事業者等にも義務が発生！

（1）注文者等の配慮　R7.5.14施行

労働安全衛生法第３条第３項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

（2）混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大　R8.4.1施行

（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

労働者と同じ場所で働く個人事業者等も労働者と同様に保護対象に！

（3）業務上災害報告制度の創設　R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

（4）個人事業者等自身への義務付け　R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

（5）作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け　R9.4.1施行

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

３　今年の法改正等監督署からのお知らせ

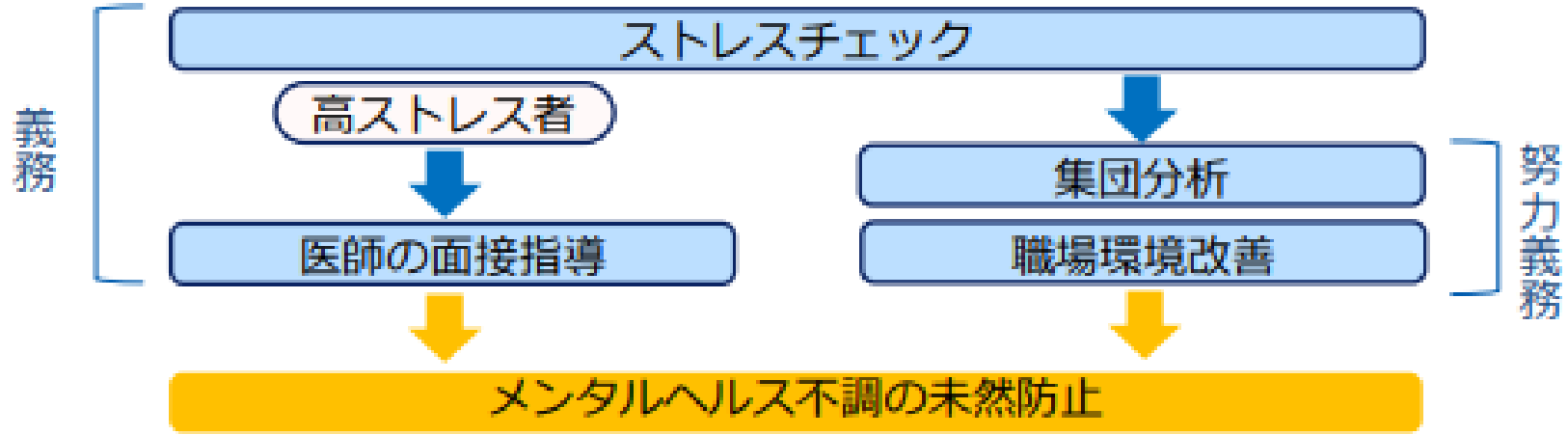
②小規模事業場におけるストレスチェック

小規模事業場でのストレスチェックが義務化に！

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数５０人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、５０人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



小規模事業場でのストレスチェックが義務化に！

公布後、3年以内に政令で定める日から施行

⇒令和10年４月１日、小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）においても

ストレスチェックの実施等が**義務化に！**

- **何人以上という下限値はなく、労働者を1名でも雇っていれば対象に**
- **業種はすべての業種が対象**

小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル（令和8年2月策定）

⇒基本的に、外部機関に委託して実施

厚生労働省サイト⇒

そもそもストレスチェックって何から始めたらいいの？

まずは
心づもりをしてください！

まずは
スケジュールを
立てるぞ！

３　今年の法改正等監督署からのお知らせ

③高年齢労働者に対する対策

高年齢労働者の特性に配慮を！　場合によっては補助金の対象にも。

高年齢者の災害の増加
⇒エイジフレンドリーガイドライン　⇒　法に基づいた　**指針**　に格上げ
　高年齢労働者の特性に配慮し、作業環境の改善、作業管理を

R8．4．1施行

事業者が講ずべき措置

1．安全衛生管理体制の確立等

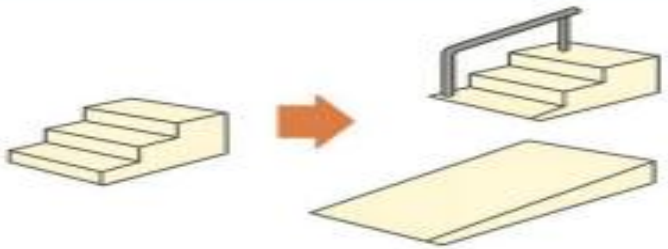
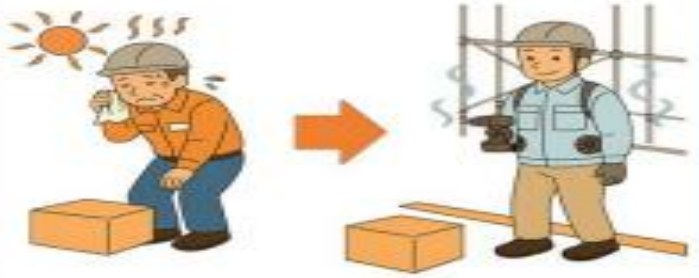
2．職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

高年齢労働者の特性に配慮を！　場合によっては補助金の対象にも。

2．職場環境の改善

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
		
階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	リフトやスライディングボード等の導入	空調服の導入

3．高年齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

転倒等リスク評価
セルフチェック表

厚生労働省

高年齢労働者の特性に配慮を！　場合によっては補助金の対象にも。

4．高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

5．安全衛生教育

高年齢者自身・管理監督者　→　両方に教育が必要！

エイジフレンドリー補助金について

今年度　11月20日まで延長（一部修了あり）！

補助金の目的

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー補助金

対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- 1年以上事業を実施していること
- 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること

３　今年の法改正等監督署からのお知らせ

④熱中症に対する措置
～法改正後の結果～

今回の労働安全衛生規則の改正について

重篤化を防ごう！

基本的な考え方

見つける



（例）作業員の様子がおかしい…

判断する



（例）医療機関への搬送、救急隊要請

対処する



（例）救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者に義務付けられます。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症の死亡災害は約4割減！　一方、死傷災害は増加！

昨年度の法改正による対策の強化
⇒全国での熱中症による災害について（R6→R7比較、確定値）

死亡災害：R6年 31件→R7年 19件と39%減
休業災害（4日以上）：R6年 1,257件→R7年 1,803件と約43%増加

⇒今回の法改正で重要視していた「重篤化防止」の対策が功を奏しているのでは？！
　引き続き対策を講じる必要性がある。

今年、「職場における熱中症予防基本対策要綱」
　→**「職場における熱中症防止のためのガイドライン」**に
　　①熱中症リスクの評価
　　②熱中症リスクに応じた措置
　　※作業環境管理などに関する取り組みを適切に選択し、実施する。

災害を防ぐために、留意・指導してほしいこと

① 従事する作業について、リスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえ、**安全に作業出来る作業手順書を策定しているか**？

② ①で策定した作業手順書について、「形だけ」とすることなく、**労働者に十分に周知し、確実に理解させているか**？

③ ①で策定した作業手順書どおり、確実に労働者に作業させるよう、**作業内容の監視や確認を行っているか**？

ご清聴ありがとうございました。

無災害で、無事に家に帰ることを第一に。

ご安全に！

